

スーパー定期貯金規定 (利息分割型)

1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 (満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日) に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。

2. (省略)

3. (利息)

(1) (省略)

- ① 利息の支払が1か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (満期日が休日の場合は翌営業日) に指定口座へ入金します。

- ② 利息の支払が2か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (満期日が休日の場合は翌営業日) に指定口座へ入金します。

- ③ 利息の支払が3か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (満期日が休日の場合は翌営業日) に指定口座へ入金します。

- ④ 利息の支払が6か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (満期日が休日の場合は翌営業日) に指定口座へ入金します。

(2) ~ (4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(1) ~ (3) (省略)

- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 (満期日が休日の場合は翌営業日) に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5) (省略)

5. ~ 15. (省略)

(2024年4月1日現在)

スーパー定期貯金規定 (利息分割型)

1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 (追加) に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い (以下、「自動解約扱い」といいます。) もできます。

2. (省略)

3. (利息)

(1) (省略)

- ① 利息の支払が1か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (追加) に指定口座へ入金します。

- ② 利息の支払が2か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (追加) に指定口座へ入金します。

- ③ 利息の支払が3か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (追加) に指定口座へ入金します。

- ④ 利息の支払が6か月ごとの場合
(省略)

約定利息から中間払利息 (中間払日がある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 (追加) に指定口座へ入金します。

(2) ~ (4) (省略)

4. (貯金の解約、書替継続)

(1) ~ (3) (省略)

- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 (追加) に元金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5) (省略)

5. ~ 15. (省略)

(2022年4月1日現在)